

6. 美しい景観の保全ととっとりらしさを活かしたまちなみづくりの推進

6.1 美しい景観の保全・再生

景観行政費

1 事業の目的

景観法に基づく届出制度及び新景観形成条例に基づく制度の運用、その他景観形成施策の総合的な推進と自発的な景観形成活動の促進を図ることにより、良好な景観の保全と創造に努める。

2 事業の内容

景観形成条例の改正、景観計画の策定により景観法に基づく届出制度へ移行したことから、事務処理の流れや審査基準など制度の周知徹底が必要となっている。

(1) 景観形成条例、景観計画の制度周知・運用

景観法に基づき、一定規模以上の建築物の建築等、工作物の建設等、開発行為、土地の開拓、土石の採取、鉱物の掘採、木竹の伐採などをするときに、事前の届出を義務づけるとともに、景観計画に定められた基準に適合しない場合は勧告、公表、変更命令等の必要な措置を講じる等の行為規制を実施する。

(2) 鳥取県公共事業景観形成指針の運用

県が公共事業を行うに当たって遵守すべき景観形成のための指針を制定。この指針に従って、県の公共事業の実施の際、基本設計、詳細設計、施工、維持管理の各段階で「景観評価」を実施する。

(3) 景観形成巡視員

無届行為の発見及び通報、景観上問題の届出済み行為の発見及び報告のため各市町村に景観形成巡視員を配置する。(鳥取市、倉吉市、米子市を除く市町村)

(4) 景観アドバイザー派遣

県が一定規模以上の公共事業を実施する際、各分野の専門家である景観アドバイザーの助言、意見を求め、良好な景観形成を図る。

(5) 市町村の景観行政団体への移行

景観行政の中心的な役割を担う市町村が景観行政団体となり積極的に景観形成に取り組むよう移行を促進する。

3 事業の現状及び課題

景観形成施策を行うことができる景観行政団体は現在、鳥取市、倉吉市、米子市の3団体であるが、良好な景観形成に関する具体的な施策は、住民に身近な市町村が中心的な役割を担うのが望ましいことから、今後さらに市町村の景観行政団体への移行を促進する必要がある。

●担当 生活環境部 景観まちづくり課 景観づくり担当 電話0857-26-7363、7371

参考URL

鳥取県景観まちづくり課のwebサイトより

「景観法に基づく届出制度」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=47450>

「公共事業の景観形成について」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=95640>

「景観アドバイザーについて」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=47452>

地域景観を活かしたまちづくり推進事業

1 事業の目的

県民とともに地域景観について考える検討会を開催し、県内の特徴的な景観を維持、保全するとともに、市町村職員を対象とした研修会や県内の景観資源を周知するパネル展示を行うことで、景観を活用した景観まちづくりの活性化を図る。

2 事業内容

(1) 景観計画見直し検討

山陰海岸の世界ジオパークネットワーク加盟に関連して、風光明媚な山陰海岸の景観の維持、保全を図るため、岩美町地内の海岸部の一部の区域を景観形成重点区域とすることについて検討する。

(2) 景観行政市町村職員担当者研修

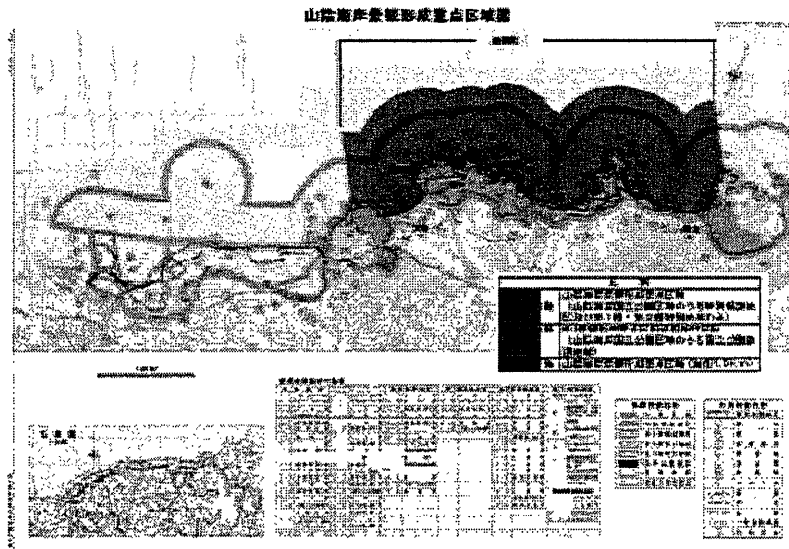
県内の景観形成施策推進を図るため、住民と連携しながら景観形成を進める先進自治体の事例を学ぶ市町村担当者職員を対象に研修会を開催する。

(3) 「とっとり地域百景」のパネル展示

日常生活の中でその価値に気づかずに見過ごされている景観資源を再発見、再認識及び保存への意識を高めるため、「とっとり地域生活百景」のパネル展示を行う。

3 事業の現状及び課題

平成22年度に岩美町地内の山陰海岸国立公園地域のうち特別保護地区及び第1種・第2種特別地域と会場1.5kmを景観形成重点区域として追加したが、普通地域内がある網代漁港(新港)及び田後集落については、景観形成重点区域にすることについて検討する必要がある。



●担当: 生活環境部 景観まちづくり課 景観づくり担当 電話0857-26-7371

参考URL

鳥取県景観まちづくり課のwebサイトより

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=97707>

花と緑のまちづくり支援事業

1 事業の目的

花と緑あふれる快適な生活空間づくりを目指して、平成25年度に鳥取市と鳥取県で開催を予定している「第30回全国都市緑化とっとりフェア」の準備事業を実施する。また、フェアを契機として県内の花と緑の人材育成、普及啓発を進めるため、新たな緑化手法に関する講演会をや技術講習会を開催する。

2 事業の内容

- (1)とっとりフェア開催準備に必要な経費を負担金としてフェア実行委員会に支出する。
- (2)全国都市緑化とっとりフェアの基本方針として掲げる花と緑と歩む新しい暮らしの体感を目指し、郷土の植物を生かした鳥取らしい新しい緑化＝ナチュラルガーデンの普及を図るための学習(講演会、技術講習会)を通じ、県内の花と緑に関する人材育成を図る。
- (3)県内3箇所で開催される「花と緑のフェア」を支援し、地域の緑花の講習会、環境関連の展示等を行い、地域緑花の普及啓発を図ることで花と緑あふれる潤いのある快適な空間づくりを推進する。

3 事業の現状及び課題

花と緑のまちづくり支援事業として花と緑のフェアを東部、中部地区で毎年開催していたが、昨年度から西部地区でも開催し、広く県民に花と緑の啓蒙活動を行えた。

また、造園建設業協会中心だった実行委員会のメンバーを拡大して、幅広い来場者が見込めるフェアとなるよう取り組んでいる。

●担当: 生活環境部 公園自然課 緑地公園担当 電話0857-26-7369

参考URL

鳥取県公園自然課のwebサイトより

「公園自然課」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=45312>

景観まちづくり活動団体サポート事業

1 事業の目的

景観資源の保存・活用、再生、創造を図るため、自然、歴史文化、街なみなどを活かしたまちづくり活動に取り組む団体に対する支援や、住民参加と多様な主体の協働連携によるまちづくりを推進する取り組みを行う。

2 事業の内容

(1) 景観まちづくり大会の開催

景観まちづくり活動団体の報告・情報交換及び県民への情報提供を進めるための大会を活動団体等へ委託し開催する。

(2) 景観まちづくり活動団体への情報発信支援

景観まちづくり活動団体の概要・活動計画をとりネット等に掲載し情報提供を行うとともに、意見交換会を開催する。

(3) 住民・多様な団体参加による景観まちづくり推進事業

活動団体等が景観まちづくりの目標・課題の共有や実施計画を検討する場合等にファシリテーター又は助言者の紹介を行う。

3 事業の現状及び課題

県内各地で景観まちづくり活動が見受けられるようになったが、活動が続かない、会員が増えないなどの声がある。また、後世に残すべき歴史的・文化的な景観や建造物、街なみが認識されず荒廃しつつある。

景観まちづくり活動の持続可能性を高める上で、景観まちづくり活動団体・住民と市町村等の多様な主体による協働連携が必要である。

●担当：生活環境部 景観まちづくり課 景観づくり担当 電話0857-26-7363、7201

参考URL

鳥取県景観まちづくり課のwebサイトより

「景観まちづくり活動団体をサポートします」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=82839>

景観まちづくり推進リーダー養成研修事業

1 事業の目的・効果

景観まちづくり活動を推進力していくためには、活動への参加者から様々な意見を引き出し、集約し、より良い合意形成に導くことが重要であることからファシリテーターの養成研修を行う。

2 事業内容

- (1)対象: 景観まちづくり活動団体のリーダー、リーダーとして期待される方又は景観まちづくり活動に意欲のある方等及び市町村お担当職員等
 (2)募集人員: 40人程度
 (3)内容: ワークショップ(ケーススタディ)における進行手法や合意形成手法の修得を図る。

3 事業の現状及び課題

景観まちづくり活動のリーダー等に景観まちづくり活動に関する知識や必要性の理解が十分でない場合があり、景観まちづくり活動が思うように進んでいない、また、景観まちづくり活動は市町村との協働が必要であるが、市町村側に景観まちづくりの必要性が十分理解されているとは言い難く市町村のリードが十分でない。

●担当: 生活環境部 景観まちづくり課 景観づくり担当 電話0857-26-7363

参考URL

鳥取県景観まちづくり課のwebサイトより
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=97707>

海岸漂着ごみ等処理事業

1 事業の目的

県内の海岸における漂着ごみ等を迅速かつ適正に処理することにより、海岸の景観や環境の保全を図る。

2 事業の内容

海岸管理者が実施主体となって、関係市町村等と連携し、公共海岸等の海岸漂着ごみ等の処分等を行う。

(当該事業は「地域グリーンニューディール基金」を活用)

3 事業の現状及び課題

(1)海岸漂着物等処理法の成立

○平成21年7月15日に、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の推進に関する法律」(海岸漂着物等処理法)が施行。当該法では、海岸管理者等が海岸漂着物等の処理のため必要な措置を講ずることを明記。



海岸管理者としての処理責任の明確化。

<海岸管理者>

海岸法又は他の法令により海岸の土地を管理する者

区分	海岸管理者	海岸漂着物処理者(実施主体)	
		現行	法改正後
公共海岸	県	市町村	県
その他	土地所有者、市町村	市町村	土地所有者、市町村

(2)地域グリーンニューディール基金

○海岸漂着物等の処理に関する財源措置として、国の「地域グリーンニューディール

基金」のメニューに、「海岸漂着物地域対策推進事業」が盛り込まれており、当該基金を活用して事業実施。(国 10/10)

○当該基金が平成23年度で終了することから、24年度以降の財政措置を国に求めているところ。

●担当: 県土整備部 河川課 水政担当 電話 0857-26-7377・空港港湾課電話 0857-26-7348

参考URL

鳥取県河川課のwebサイトより

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=28143>

鳥取県空港港湾のwebサイトより

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=28145>

鳥取砂丘景観保全再生事業

1 事業の目的

「日本一の鳥取砂丘を守り育てる条例」の理念に基づき、民間と行政で構成する鳥取砂丘再生会議が行う鳥取砂丘の保全・再生の取組に対して支援し、もって鳥取砂丘の優れた環境、景観を次世代に引き継いでいく。

2 事業の内容

鳥取砂丘再生会議が行う下記の事業に要する経費を県、鳥取市が各1/2ずつ負担する。

(1) 砂丘の保全・再生に関する事業

砂丘全域を対象に、草が種子を散布する時期までに除草を実施する。

- ・委託(機械・人力)による除草
- ・ボランティア除草

(2) 砂丘景観の保全・再生に関する調査研究

鳥取砂丘の自然の姿を再確認し、保全事業にフィードバック・活用するため、学識経験者等で構成する「鳥取砂丘再生会議保全再生部会調査研究会」が調査・研究を実施する。

- ・基礎的調査
- ・砂の動く生きている砂丘再生に向けた調査

(3) 人材育成に関する事業

鳥取砂丘におけるガイド機能を強化する砂丘ガイドサポーターの養成

3 事業の現状及び課題

(1) 現状

○ボランティア除草 39.9ha

- ・夏季のボランティア除草を中心に、通年で企業団体による除草活動を実施
〈平成22年度 4,614人〉
- ・観光客による除草活動を年間を通して実施
〈平成22年度 985人〉

○委託(機械・人力)による除草 71.2ha

〈調査研究〉

- ・長期的な砂丘の地形変動
- ・除草のための調査
- ・自然の砂の動きと砂丘の成因の調査

- ・動植物の調査
 - ・景観の改善調査 等
- 鳥取砂丘大学を開校、ガイドの養成・レベルアップを図る
- ・ガイドサポーター登録状況 37名(平成23年3月31日現在)

(2) 課題

- ・県民の貴重な財産として鳥取砂丘の景観を保全する取組の輪を広げるよう、引き続き地域住民、ボランティアはもとより、観光客による除草活動を拡充していく必要がある。
- ・ガイドサポーターの養成とレベルアップを図ることが必要である。

●担当 生活環境部 砂丘事務所 電話0857-22-0582

参考URL

鳥取県砂丘事務所のwebサイトより
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=100183>

鳥取砂丘保全事業(養浜)

1 事業の目的

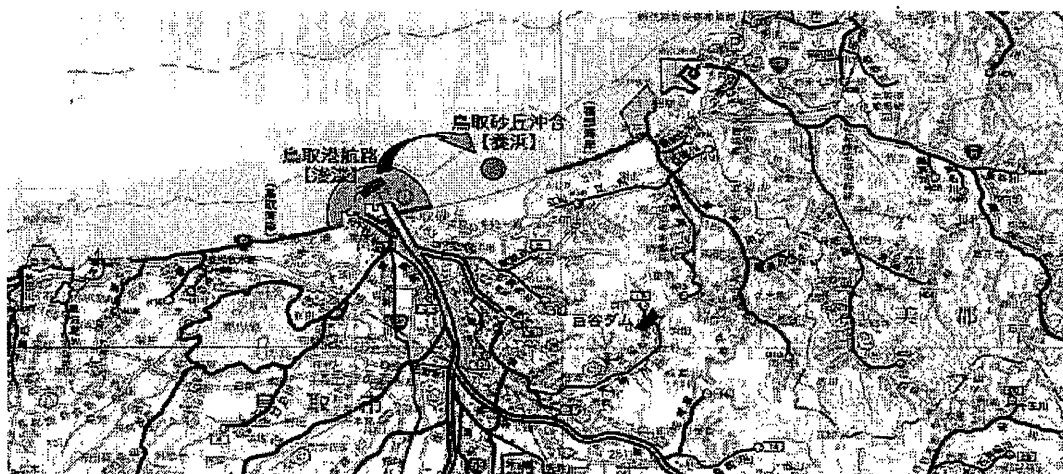
貴重な観光資源である『鳥取砂丘』は、平成17年以前においては冬季風浪や砂の供給源の減少等により浜幅が減少していること(侵食)が確認されたことから、砂丘保全のための継続的なサンドリサイクルに取り組んでいるところ。

2 事業の内容

毎年、鳥取港航路泊地で浚渫した砂を、「鳥取県沿岸の総合的に土砂管理ガイドライン」に基づき、鳥取砂丘沖に投入(サンドリサイクル)し、砂丘の侵食を防止する。

3 事業の現状及び課題

現状において砂丘の侵食防止効果が確認されており、今後も継続的に効果検証を行っていく必要があるが、多額の事業費(毎年 50,000(千円))がかかることから、予算確保が課題となる。



●担当 県土総務部 空港港湾課 港湾担当 電話0857-26-7312

参考URL

鳥取県空港港湾課のwebサイトより

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=28145>



6. 美しい景観の保全ととっとりらしさを活かしたまちなみづくりの推進

6.2 歴史的、文化的まちなみの保存と整備

史跡妻木晩田遺跡保存活用事業

1 事業の目的

国史跡妻木晩田遺跡整備活用保存計画に基づき、遺跡の復元整備及び遺跡の解明のための発掘調査を実施し、併せて弥生時代の暮らしを体験できる事業を行うなど、多くの人に活用してもらうための普及啓発活動を行う。

2 事業の内容

(1) 保存整備事業

基本計画に基づき、環境整備工事、復元建物の建設工事等を実施

(2) 調査研究事業

遺跡の全容を解明するための発掘調査を実施

(3) 活用事業

各種体験事業やイベントを開催

●担当：鳥取県教育委員会 文化財課 歴史遺産室 電話0857-26-7932

参考URL

むきぼんだ史跡公園ホームページ

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=41862>

史跡青谷上寺地遺跡保存活用事業

1 事業の目的

「史跡青谷上寺地遺跡整備活用基本計画」に基づき、史跡の公有化と活用を進めるとともに、発掘調査を実施して整備・活用に必要な情報を収集する。

併せて出土品の再整理と調査研究を行い、その成果を発信していく。

2 事業の内容

1. 史跡指定地公有化・保存活用事業

○史跡を保存・整備・活用に資するため、指定地を平成20年度から10力年かけて公有化

○地域住民と県・鳥取市の協働連携による史跡の維持管理・活用を目指し、史跡保存活用協議会を設立して様々な活用事業を実施

2. 発掘調査事業

発掘調査、遺跡周辺調査、埋蔵環境調査などを実施し、青谷上寺地遺跡の実態解明および史跡整備に必要なデータを収集

3. 出土品調査研究事業

出土品の調査研究、保存処理、レプリカ作成などを行い、活用を図るとともに情報発信も実施

●担当：鳥取県教育委員会 文化財課 歴史遺産室 電話0857-26-7932

参考URL

鳥取県教育委員会文化財課のwebサイトより

「とっとり弥生の王国情報発信(妻木晩田・青谷上寺地遺跡)→「青谷上寺地遺跡の整備と活用」→青谷上寺地遺跡ホームページ

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=4271>

三徳山・大山歴史遺産調査事業

1 事業の目的

鳥取県を代表する貴重な文化財の宝庫である三徳山と大山の歴史遺産(文化財)について、三朝町及び大山町が実施する調査・研究事業に対して支援と協力を行い、その学術的価値を高めていく。

2 事業の内容

学術調査への調査指導及び調査協力

- (1) 三徳山美術工芸品調査
- (2) 三徳山自然環境関連調査
- (3) 三徳山域内埋蔵文化財調査
- (4) 三徳山総合調査研究
- (5) 大山寺僧坊等埋蔵文化財調査

●担当：鳥取県教育委員会 文化財課 歴史遺産室 電話0857-26-7932

参考URL

鳥取県教育委員会文化財課のwebサイトより

「文化財課」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=82388>

三徳山世界遺産登録推進事業

1 事業の目的

世界遺産暫定一覧表記載資産候補として提案書を提出し、継続審議が妥当とされた「三徳山」について、三徳山の持つ顕著で普遍的な価値について、今まで十分とはいえなかった調査研究をすすめるとともに、その魅力を広く知ってもらうための情報発信を行い、世界遺産登録に向けた取組を推進する。

2 事業の内容

世界遺産の観点に基づいた三徳山の調査研究と、その学術的な部分での魅力について認知度アップも目指した情報発信を実施

(1) 調査研究事業

県及び三朝町で調査研究チームを立ち上げ、三徳山の総合的・広域的な調査研究を実施

(2) 普及啓発事業

三徳山の学術的な魅力、調査研究によって得られた知見を講演会や説明会などを通じて積極的に情報発信を実施

●担当：鳥取県教育委員会 文化財課 歴史遺産室 電話0857-26-7932

参考URL

鳥取県中部総合事務所のwebサイトより

「三徳山を世界遺産へ」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=24294>

ととりの鏝絵・なまこ壁の魅力を伝える事業

1 事業の目的

県内に在する豊富な「鏝絵となまこ壁」の保全・活用・情報発信を通して、鳥取県の隠れた地域資産や左官文化、「日本(山陰)の美」について考察を深め、地域資産を活かした景観歴史のかおり豊かなまちづくりを目指す。

併せて貴重な左官技術の伝承・復興を支援することを目的とする。

○鏝絵(こてえ)とは

土蔵の妻壁や扉、民家の戸袋や壁の漆喰の上に、鏝で漆喰を塗り上げ、レリーフを描くように浮き彫りの模様を描く左官の技術で、「蔵飾り」とも呼ばれる。

○なまこ壁とは

土蔵の表面に平瓦を張り、瓦の継ぎ目に半円形で海にいる海鼠(なまこ)のような形に漆喰を盛り上げる左官の技術で、耐水・耐火・強度に優れ、漆喰の白と瓦の黒との組み合わせが装飾的な効果を高めている。

2 事業の内容

(1) 左官文化の復興

・まちなみ伝統建築塾支援事業による若手後継者育成支援

(2) 地域資産・資源の保全活用

・新たに発見される鏝絵なまこ壁の追加調査

・街並み環境整備事業等の推進による活用支援

(3) 着地型観光の展開

・観光政策の一環として市長村を中心に観光誘客策を推進

(4) 県内・全国への情報発信

・「鏝絵なまこ壁学会(仮称)」の人的ネットワーク等による全国への積極的な情報発信

3 事業の現状及び課題

鳥取県内には独特の鏝絵なまこ壁など素晴らしい左官技術を活かした素材が沢山あることが知

られておらず、地域資源として認識、活用されないまま、老朽化に伴って失われつつある。
・また、左官職人も仕事量の減少も相まって若い職人が育ちにくく、高齢化が一層進み、鍍絵職人も県内で10～15人程度まで減少するなど伝統技能の継承も難しく、地域資源としての鍍絵等の保存も難しくなりつつある。

●担当:生活環境部 景観まちづくり課 景観づくり担当 電話0857-26-7201

参考URL

鳥取環境ネットワークのwebサイトより
「景観まちづくりフォーラム「鍍絵・左官・蔵飾り」の開催」
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=53786>

まちなみ伝統建築塾支援事業

1 事業の目的

伝統的な木造建築物の維持、保全を行う伝統継承者の育成を図る。

2 事業の内容

木造建築に携わる建築大工、左官、板金及び建具の技能士により組織される団体が行う、以下の事業に要する経費に対して助成

(1) 研修等事業

伝統技能の継承を目的とした研修会、会議の開催又は参加

(2) 競技大会経費

県内外で行われる技能競技大会への参加又は県内での競技大会の開催

(3) 技能振興活動

伝統技能の振興を目的とした展示会、ものづくり体験教室等の開催

(4) 鍍絵なまこ壁に関する事業

技能振興活動、研修等事業、技能競技大会

3 事業の現状及び課題

県内の木造建築の着工数は減少し続けており、大工・左官等の建築に携わる職人の減少及び高齢化が進み、後継者不足は深刻化している。

●担当:生活環境部 景観まちづくり課 まちづくり担当 電話0857-26-7458

参考URL

鳥取県景観まちづくりのwebサイトより
「まちづくりの推進」
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=47548>

歴史文化が薫るまちづくり推進事業

1 事業の目的

地域住民、活動団体及び市町村の歴史文化のまちづくりへの理解や機運を高めるため、先進地の取組事例から、歴史まちづくり法や街なみ環境整備事業等の制度内容や進め方を修得し実施可能性を探る「歴史文化まちづくり研修会」及び「先進地視察」を開催する。

2 事業の内容

住民、まちづくり活動団体、市町村職員を対象に以下の事業を実施する。

(1) 歴史文化まちづくり研修会

県内各地区の貴重な歴史文化、街なみなどの景観資源の確認、制度説明及び先進地(民官双方)のまちづくり活動実践者等の講演を踏まえ、意見交換を行うことにより、身近な地域を歴史文化のまちづくりの題材として捉え、展開方策を検討する場とする。

(2) 先進地視察

先進地の実施状況を視察し、現地関係者から聞き取りを行い、今後の取組に向けた検討を進める。

3 事業の現状及び課題

(1) 後世に残すべき歴史的・文化的景観や街なみが認識されておらず、顧みられることなく荒廃しつつある。このような地域における課題を解決し、持続可能なまちづくりを進めていくためには、歴史的・文化的景観等に対する理解を高め、住民の参加を促し多様な主体間の協働・連携を図る必要がある。

(2) 歴史まちづくり法に基づく歴史的風致維持向上計画や社会資本整備総合交付金の前提条件となる「まちづくり協定」に向けた機運を高め、計画や協定づくりへのプロセスを通して、地域資源への気づきや保全・活用により地域住民、活動団体及び行政が一体となったまちづくりを進める。

●担当:生活環境部 景観まちづくり課 土地利用担当 電話0857-26-7130

参考URL

鳥取県景観まちづくりのwebサイトより

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3577>



